

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>その児童</u>の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の過程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>その児童等</u>の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の過程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)</u>に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 省略</p> <p>2 省略</p>